

## 税務係争・税制改正要望ニュースレター

2026年1月

### 税のモメ事を早期解決へ導くために ～YouTube講座「税でモメたらどうする」第1回～第20回配信中～

#### Key Takeaways

- YouTube講座「税でモメたらどうする」の配信は、今月で20回目となりました。改めて振り返ると、納税者と税務当局とのモメ事のほとんどは、法令解釈ではなく、事実認定の問題であることが分かります。しかも、争点は、とてもシンプルであることが多いです。
- それなのに、なぜ税のモメ事が長引いてしまうのでしょうか。納税者の見解が認められた裁決を読むと、税務調査段階では、必ずしも議論が尽くされていないのではないかと感じることが多いです。税のモメ事を出来る限り早く解決するためには、裁判所や審判所で行うような議論を、税務調査段階に前倒して行い、議論を尽くすことが重要というわけです。
- では、どんな議論を前倒して行うのが良いのでしょうか。その答えは、納税者の見解を認めた裁決の中になります。

#### 税のモメ事をできる限り早く解決するためには、税務調査段階で議論を尽くすことが重要

##### 税のモメ事のほとんどは事実認定の問題

おかげさまで、YouTube講座「税でモメたらどうする」の配信は、今月で20回目となりました。取り上げた裁決は、税務調査段階では、納税者と税務当局とのモメ事が決着しなかったものばかりです。もっとも、納税者が審判所に審査請求をしたところ、いずれも、納税者の見解の全部又は一部が認められました。

改めて振り返ると、納税者と税務当局とのモメ事のほとんどは、難解な法令解釈の問題ではなく、事実認定の問題であることが分かります。それも、わざとやったか否か、合意があったか否か、商品を輸出したか否か、というように、単純な事実の有無が争われる事が少なくありません。争点は、とてもシンプルであることが多いです。

##### なぜ税のモメ事が長引いてしまうのか

それなのに、なぜ税のモメ事が長引いてしまうのでしょうか。納税者の見解が認められた裁決を読むと、税務調査段階では、必ずしも議論が尽くされていないのではないかと感じることが多いです。もし、納税者が審判所で実際に主張・立証したことを、税務調査段階に前倒して主張・立証していれば、そもそも課税処分に至らなかつたのではないか、というわけです。

納税者にとっては、時間と費用を考えると、できることなら、税務調査段階で税のモメ事を解決したほうが良いに決まっています。そのためには、仮に税務訴訟や審査請求をする場合に裁判所や審判所で行うような議論を、税務調査段階に前倒して行い、議論を尽くすことが重要です。

##### どんな議論を前倒して行うのが良いか

では、どんな議論を税務調査段階に前倒して行うのが良いのでしょうか。その答えは、納税者の見解を認めた裁決の中になります。審判所が何を決め手として納税者の見解を認めたのかを読み解けば、自ずと、どんな議論を前倒して行うのが良いかが分かるはずです。

デロイトトーマツは、これからも、毎月1回10分でYouTube講座の配信を続けます。裁決は、税の事件簿です。裁決を学び、税でモメたらどうすればよいか、一緒に考えてみましょう。

YouTube 講座

### 税でモメたらどうする

- 最新の裁決をもとに、税のモメ事の顛末を10分で解説
- 裁決を学び、税でモメたらどうすればよいか、一緒に考えてみましょう

講師 DT弁護士法人 北村 豊



# 税務係争は課税処分から納税者を防御する手段です

## 税務係争サービスの案内

デロイトトーマツは、税務係争を通じて、課税処分から納税者を防御します

デロイトトーマツには、反論書・弁護士意見書の提出から審査請求・税務訴訟の代理まで包括的にサービスを提供して、課税処分から納税者を防御することにより、税の問題を解決した実績があります。

### フェーズ1 反論書

### フェーズ2 弁護士意見書

### フェーズ3 審査請求

### フェーズ4 税務訴訟

#### 最初のステップは反論書

納税者が、税務調査において、税務当局との見解の相違に直面したときは、納税者の見解とその理由をまとめた反論書を提出するのが、最初のステップとなります。

#### 反論書が有効なケース

例えば、調査官の指摘に対し、①法令・通達だけでなく、判例・裁決も踏まえて反論すべきケース、②調査官による契約書の解釈や事実認定が誤っていると反論すべきケース、③税法以外の法令解釈も必要なケースでは、反論書の提出が有効です。また、④今後想定される指摘に備えて、予め反論書を作成しておくことも考えられます。

#### 反論書サービス

デロイトトーマツは、発注時に頂いた資料から分かる事実関係を前提として、納税者名義の初期的な反論書を、定額報酬でスピーディに提出します。あらゆる日本の税目に対応可能です。調査官との協議や、追加反論書の提出にも、時間報酬で対応します。

#### 税務調査対応の切り札

反論書を提出しても見解の相違が解消されないときは、弁護士意見書が切り札となります。納税者の見解が認められるべき理由を詳細に説明する弁護士意見書を証拠と共に提出して、課税処分を回避できたケースが増えています。

**弁護士意見書が有効なケース**  
特に、①どうしても譲れない重要な論点について、単に反論書を提出するだけでなく、調査官と協議して、必要に応じて追加意見書を提出し、何としても認めさせたいケース、②認められなければ審査請求や税務訴訟をするとも辞さないケースでは、弁護士意見書の提出が有効です。

#### 弁護士意見書サービス

デロイトトーマツは、弁護士名義の意見書の提出だけでなく、調査官との協議や追加意見書の提出も含め、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の回避に努めます。サービス提供前に、納税者の見解が認められる可能性がどの程度あるかを検討します。

#### 税務におけるスピークアップ

税務当局が課税処分を下したときは、納税者は、審査請求をして、行政庁としての最終判断を求めるることができます。審査請求は、税務におけるスピークアップの手段といえます。審判所は、納税者と税務当局の見解をよく聞いた上で、証拠に基づき判断します。

#### 審査請求の流れ

処分通知を受けた日から3ヶ月以内に審判所に審査請求をする必要があります。審判所では、反論書等のやり取りが、通常3~4回程度行われます。裁決までの期間は、おおむね1年程度です。課税処分を取り消す裁決が下された場合、税務当局は裁判所で争うことはできません。

#### 審査請求サービス

デロイトトーマツは、納税者の審査請求を、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、面談への出席、審判官との協議を含め、全ての審査請求手続に対応します。

#### 更なるスピークアップの手段

審判所が棄却裁決を下したときは、納税者は、税務訴訟を提起して、司法の判断を求めることがあります。税務訴訟は、更なるスピークアップの手段です。裁判所では、誤った税法解釈の是正も可能です。

#### 税務訴訟の流れ

裁決があったことを知った日から6ヶ月以内に税務訴訟を提起する必要があります。第一審では、準備書面のやり取りが、通常5~6回程度行われます。判決までの期間は、1年半程度です。控訴審では、判決までの期間は、おおむね1年以内です。上告審では、判決までに1年以上かかる場合があります。

#### 税務訴訟サービス

デロイトトーマツは、納税者の税務訴訟を、第一審、控訴審から上告審まで、成功報酬又は時間報酬で包括的に代理して、課税処分の取消しを目指します。書面の作成、弁論期日への出席、証人尋問を含め、全ての訴訟手続に対応します。

# 税制改正要望は課税ルール 자체を変える手段です

## 税制改正要望サービスの案内

デロイトトーマツは、税制改正要望を通じて、課税ルール 자체を変えるサポートをします

デロイトトーマツには、納税者に対し税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えることにより税の問題を解決した実績があります。

### 税制改正要望が有効なケース

現行の課税ルールに問題があったとしても、税務当局がその課税ルールに基づいて課税処分を下してしまうと、税の問題を司法的に解決することは容易ではありません。しかし、法令・通達等を改正することにより、問題のある課税ルール自体を変えれば、税の問題を立法的あるいは行政的に解決することができます。このように課税ルール自体を変えることが必要なケースでは、税制改正要望が有効です。

### 税制改正要望サービス

デロイトトーマツは、納税者に対し、成功報酬又は時間報酬で税制改正要望の助言をし、課税ルール自体を変えるサポートをします。具体的には、現行の課税ルールの問題を精査し、実現可能な法令・通達等の改正案を提案し、そのように改正されるべき根拠を準備して、税制改正要望の実現を強力にバックアップします。



# 税の問題を解決した実績で選ばれています

## 税務係争・税制改正要望サービスの実績

デロイトトーマツには、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を解決した実績があります

デロイトトーマツは、税の問題をできる限り早く解決することを心がけており、受任・関与した多数の案件において、税務係争・税制改正要望を通じて、税の問題を実際に解決しています。税の問題を解決した最近の実績の例は、次のとおりです。

年	弁護士意見書	対象	結果	税種
2026	反論書	役員給与	弁護士意見書	CFC税制
	税制改正要望	過大支払利子税制	反論書	印紙税
	弁護士意見書	権利確定主義	反論書	相続税
	反論書	再調査の要件	反論書	課税売上割合
	審査請求	交際費	弁護士意見書	CFC税制
2024	反論書	寄附金	弁護士意見書	重加算税
	税務訴訟	組織再編の行為計算否認	審査請求	青色申告承認取消
	弁護士意見書	CFC税制	審査請求	固定資産税
2023	弁護士意見書	債権貸倒損・譲渡損	弁護士意見書	交際費
	弁護士意見書	組織再編の行為計算否認	弁護士意見書	株式有利発行
	税務訴訟	CFC税制		
2022	弁護士意見書	固定資産税	審査請求	みなし譲渡所得
	審査請求	法人の受贈益	弁護士意見書	みなし譲渡所得
2021-20	審査請求	組織再編税制	弁護士意見書	印紙税

## お問い合わせ

北村 豊

デロイトトーマツ 税務・法務領域 税務係争リーダー<sup>+</sup>  
DT弁護士法人 パートナー  
email [yutaka.Kitamura@tohmatsu.co.jp](mailto:yutaka.Kitamura@tohmatsu.co.jp)

河野 良介

DT弁護士法人 パートナー  
email [rykono@tohmatsu.co.jp](mailto:rykono@tohmatsu.co.jp)

今井 利友

デロイトトーマツ 税理士法人 マネージングディレクター<sup>+</sup>  
email [tosimai@tohmatsu.co.jp](mailto:tosimai@tohmatsu.co.jp)

大和屋 力

DT弁護士法人 カウンセル  
email [tsutomo.yamatoya@tohmatsu.co.jp](mailto:tsutomo.yamatoya@tohmatsu.co.jp)

## DT弁護士法人

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル  
Tel 03-6870-3300 (代)  
大阪事務所 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel 06-7711-2540 (代)  
email [dtlegal@tohmatsu.co.jp](mailto:dtlegal@tohmatsu.co.jp)  
会社概要 [www.deloitte.com/jp/dt-legal](http://www.deloitte.com/jp/dt-legal)  
税務係争・税制改正を望むサービス [www.deloitte.com/jp/controversy](http://www.deloitte.com/jp/controversy)  
所属弁護士会 第一東京弁護士会 (主事務所)

# Deloitte. Legal

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア バシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトマツグループは、日本で最大級のプロジェクトマネジメントグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束せることはできません。Deloitte Globalおよび各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイトアジア バシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジア バシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア バシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クラランボーラム、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をベース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください  
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>